

第5章 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

1. 市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

原始・古代から近・現代に至るまで、歴史・伝統・文化が息づく白河市では、「文化財保護法」や「福島県文化財保護条例」を基本とした国・県指定文化財の保存・活用はもちろんのこと、市内にある重要な文化財についても「白河市文化財保護条例」を制定し、その保存・活用に努めてきた。今後も、これらの条例等に基づき、保存管理を図る。

現在、市内には国指定7件、重要美術品4件、県指定23件、市指定113件の計147件の指定文化財があり、その内訳は、史跡・名勝26件、天然記念物15件、工芸品29件、古文書2件、書跡5件、建造物9件、絵画12件、彫刻12件、考古資料16件、歴史資料9件、有形民俗文化財5件、無形民俗文化財7件となっている。

指定文化財のうち、国の史跡・名勝については、「保存管理計画」や「保存活用計画」を策定し適切な保存・管理および活用に努めることが求められるが、現在のところ計画が策定されているのは、史跡及び名勝南湖公園、史跡小峰城跡、史跡白河舟田・本沼遺跡群、史跡白河官衙遺跡群の4箇所であることから、他の史跡についても計画的に保存活用計画の策定を図り、史跡の適切な保存管理に努めていく。

その他の指定文化財については、「文化財保護法」に基づく保存管理を引き続き行っていく。そのための指針として、福島県が令和2年（2020）3月に策定した「福島県文化財保存活用大綱」に基づき、文化財の中長期的な保存活用方針を示す計画を策定し、指定文化財だけでなく、国・県・市の指定を受けていない文化財も含めた包括的な保存と活用を行う。また、無形民俗文化財についても同計画に基づき中長期的な支援を行い、保存・活用を図る。

未指定の文化財については、重要性や緊急性を踏まえ、市指定文化財候補リストに登載し、文化財指定に向けた取り組みを随時行っていく。

無形民俗文化財については、指定・未指定にかかわらず、地域に受け継がれたものであることから、その内容について調査を行い、活動に対する支援事業を立ち上げその保護に努めるとともに、映像による活動の記録保存を行ってきた。しかし、社会情勢の変化に伴い、地域社会における活動の必要性が薄れるとともに、少子高齢化により後継者が減り、活動休止となるおそれが高まっているため、今後も継続的な支援を行う。また、作成した記録については、一般に公開されず内部資料に留まっているため、今後は調査結果の公開を検討する。

また、だるま製造や醸造業などの伝統産業については、技術や関係する歴史的建造物等を包括した総合的な調査を進め、伝統産業を守り続けることの大切さを広く発信・周知す

ることで、伝統産業の保全や技術を継承する人材の確保に努めていく。

文化財として指定されていない歴史的建造物については、近年では所有者の高齢化等により高額な維持管理費用を負担し続けることが困難な建造物が増加し、適切な維持管理が行われない恐れがある。そのため、それらの建造物や空き家・空き店舗となっている建造物等を保全するための支援事業を推進するとともに、歴史的建造物の利活用の推進に資する事業を実施する。また、それらの歴史的建造物をつなぐ施策を充実させることに加え、城下町としての景観の維持向上を図ることにより、来訪者の回遊性を高める。

さらに、城下町で行われている祭礼等の景観阻害要因となっている電線類の無電柱化を推進することで、歴史的風致の維持・向上を図る。

（２）文化財の修理・整備・復元・維持管理に関する方針

文化財の修理等については、所有者からの申請により対応を図っているが、より効果的に保存を推し進めるため、指定文化財の現状把握に努めるとともに、損傷具合等により優先順位を決め修理を行っている。国・県指定文化財の修理の場合は、国・県の指導及び専門家等の指導助言を得て行っているが、市指定文化財の場合は、必要に応じて学識経験者や専門家等に指導助言を仰いでいる。また、修理の際には、調査に基づき、文化財の価値を高める修理が可能かどうかについても検討する。

歴史的建造物の復元にあたっては、建造物の規模や構造形式等について、絵図・古文書・記録文献等の史資料をはじめ、発掘調査による成果や出土品などから検討・考証を図った上で、十分な根拠に基づく復元に努めている。

平成31年（2019）より小峰城の櫓と伝えられている「旧小峰城太鼓櫓」の整備事業を開始し、令和2年（2020）度に解体・調査を実施、令和3年（2021）度には移築復元を目指す。また、令和2年（2020）度からは、二之丸と本丸を結ぶ重要な門である清水門の復元整備事業を開始した。令和2年（2020）度より基本設計を行い、令和6年（2024）度の完成を目指す。

今後も文化財の歴史的価値を損なうことのないよう、十分な根拠に基づく修理・整備・



史跡及び名勝南湖公園の護岸整備



白河城御櫓絵図（県指定文化財）の修復

復元を行うとともに、その履歴について整理・保管を図っていく。

指定文化財に対する財政支援（補助金）については、「白河市文化財保存事業費補助金交付要綱」に基づき実施しているほか、平成21年（2009）度から、民俗芸能等に用いる用具の修繕等を支援するため「無形民俗文化財等支援事業」（しらかわ無形民俗芸能等支援事業から改称）を実施している。

また、史跡の維持管理のため、史跡白河関跡の草刈業務や管理等を委託しているほか、史跡や天然記念物周辺の草刈り作業を地元町内会等に依頼している。

今後も、文化財の状況を常に把握した上で、法令に基づき適切な保存を図るとともに、計画的な修理・整備・維持管理を行う。また、専門的な指導・助言を得ながら、文化財が持つ歴史的価値の維持・向上に努めていく。

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

白河市では、文化財の保存・活用を行うための施設として、「白河市歴史民俗資料館」と「小峰城歴史館」を設置しており、資料の収集、調査研究、保存及び公開を行っている。

白河市歴史民俗資料館では、常設展示として古代から近代までつながる白河の歴史を、展示パネルと実物の収蔵資料を用いて紹介しており、多くの人が文化財や白河の歴史にふれることができるよう、入館を無料としている。

また、史跡小峰城跡内に所在する小峰城歴史館は、旧白河集古苑をリニューアルし、小峰城の歴史を映像やパネル、模型等により紹介する施設を増設し、平成31年（2019）4月にオープンした。同時に、収蔵している結城家・阿部家等、小峰城に関わる武家の文化遺産を保存・展示するとともに、白河に関わる特別企画展を年1回程度開催している。

これらの施設では、定期的に燻蒸処理を行っているほか、温湿度管理を徹底し、収蔵資料を後世まで良好な状態で引き継ぐことができるように努めている。特に、個人所有の文化財については、適切な管理・保存ができない場合は、所有者と十分な協議を図った上で文化財の寄託を促している。

しかし、その一方で収蔵資料の増加に伴い、資料館収蔵庫のスペース不足が大きな課題となっている。また、発掘調査等で出土した資料の収蔵施設が各所に点在しているため、一括管理・保存を図ることが困難な状況となっている。今後は、財政状況を勘案し、施設改修計画や新たな収蔵施設の確保に努めていく。



白河市歴史民俗資料館



小峰城歴史館



指定文化財説明板

文化財に関する案内・説明板等の設置については、「サイン統一計画」の策定に基づき、色調やデザインの統一を図り、未設置箇所を中心に設置していく。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する方針

白河市では景観法、都市計画法及び市の独自条例による規制・制度のほか、白河の都市空間を印象付ける重要な景観特性を守り育てるため、「白河市都市景観形成基本計画」の策定（平成9年（1997）3月）、「白河市都市景観条例」の制定（平成9年（1997）6月）、「白河市・西郷村サイン統一計画」の策定（平成17年（2005）3月）など、良好な都市景観の形成に努めてきた。また、これまでの景観形成の実績を踏まえ、より一層白河市の景観特性を活かした景観形成を推進していくことを目的に、平成21年（2009）4月から景観法に基づく景観行政団体となり、平成23年（2011）4月から「白河市景観計画」を施行している。

さらに、平成31年（2019）3月に策定した「第3期白河市中心市街地活性化基本計画」と連携し、空き家・空き店舗となっている歴史的建造物の活用を支援する事業を推進することで、歴史的町並みの保全に努めていく。

また、城下町に散在する歴史的建造物をつなぐ施策を充実させることに加え、城下町としての景観の維持向上を図ることにより、来訪者の回遊性を高める。

国道294号においては、祭礼運行の支障や景観阻害要因となっている電線類の無電柱化を推進することにより、歴史的なまちなみ景観の再生を図る。

今後も、文化財の周辺環境を保全し、文化財と一体となったまちづくりを推進するため、まちづくり推進課・都市計画課・道路河川課・文化財課等の関係各機関が、開発行為や現状変更行為について情報を共有し、連携した対応を図っていく。

（５）文化財の防災に関する方針

文化財を災害から守り、後世に正しく引き継ぐためには、管理体制の整備が不可欠である。白河市では、「白河市地域防災計画」を定め、文化財管理者への指導として、定期的な防火診断の受診や自主的な点検の実施による火災発生の防止と火災原因の早期発見、消火・警報設備の整備促進などのほか、災害防止のため文化財保存施設の整備として、耐火耐震設備の設置を推進している。現在のところ、消防法で耐火設備の設置を義務付けられている重要文化財（建造物）はないが、火災発生の際、迅速に対応できるよう、義務付けられていない文化財についても自



梯上放水訓練の様子

動火災報知器や消火器の設置を推進していく。特に初期消火の基本である消火器の設置については、建造物のみならず、重要文化財を所蔵している場所についても、補助制度等を活用しながら設置していくよう努める。

防災訓練については、文化財防火デーに併せ、火災防御訓練を実施している。実施にあたっては、各地域の建造物を中心とした指定文化財を対象に、市関係各課のほか、所有者・消防署・地元消防団・地元町内会等と連携を図りながら実施しており、地元住民が地域に残る貴重な文化財を地域で守っていく意識の醸成を図っている。

また恣意的な毀損や盗難などに対する防犯については、所有者への注意を喚起するとともに、地元警察との連携を図りながら、地域全体で文化財盗難防止の意識向上を図っている。

今後も、所有者や地域住民、消防署等の関連機関と連携し、更なる防災体制の強化に努めていくとともに、地震や盗難等に対する防災計画についても検討していくよう努める。



消火器による火災防御訓練

（6）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

市内の文化財を広く市民へ公開し、文化財保護精神の普及・啓発を図るため、本市ではホームページで国・県・市指定の文化財を写真及び説明付きで分かりやすく紹介しているほか、全ての指定文化財への誘導・説明板の設置を進めている。

また、「白河の歴史・文化再発見事業」における小峰城跡見学や出前講座、各団体の学習会等に積極的に講師派遣を行うなどのほか、『白河歴史の手引き「れきしら」』の発行や「しらかわ検定」の実施など、文化財に対する知識・理解の向上に努めている。さらに、文化財保護強調週間及び文化財防火デーに併せた文化財の公開等も実施している。

また、歴史民俗資料館と小峰城歴史館は、広く文化財の普及・啓発を進める施設として展示や講座等を実施している。

無形民俗文化財等の伝承について、一部地域では、小・中学校の総合的な学習の時間を



白河の歴史・文化再発見事業の様子



地域の民俗芸能を披露する中学生

利用し、地域の無形民俗文化財等を学ぶため、学校と地域が連携して活動を行っている。ただし、多くの地域では伝承者不足や社会情勢の変化により、祭礼や行事を継続することが困難な状況が続いているため、「白河市無形民俗芸能等支援事業」及び「無形民俗文化財等支援事業」により、無形民俗文化財の保存団体を対象に引き続き財政支援を行う。

いずれの種別の文化財についても、文化財保護審議会で各種文化財に関する学識経験者等の指導助言を得ながら、普及啓発に努める。

（7）埋蔵文化財の取扱いに関する方針

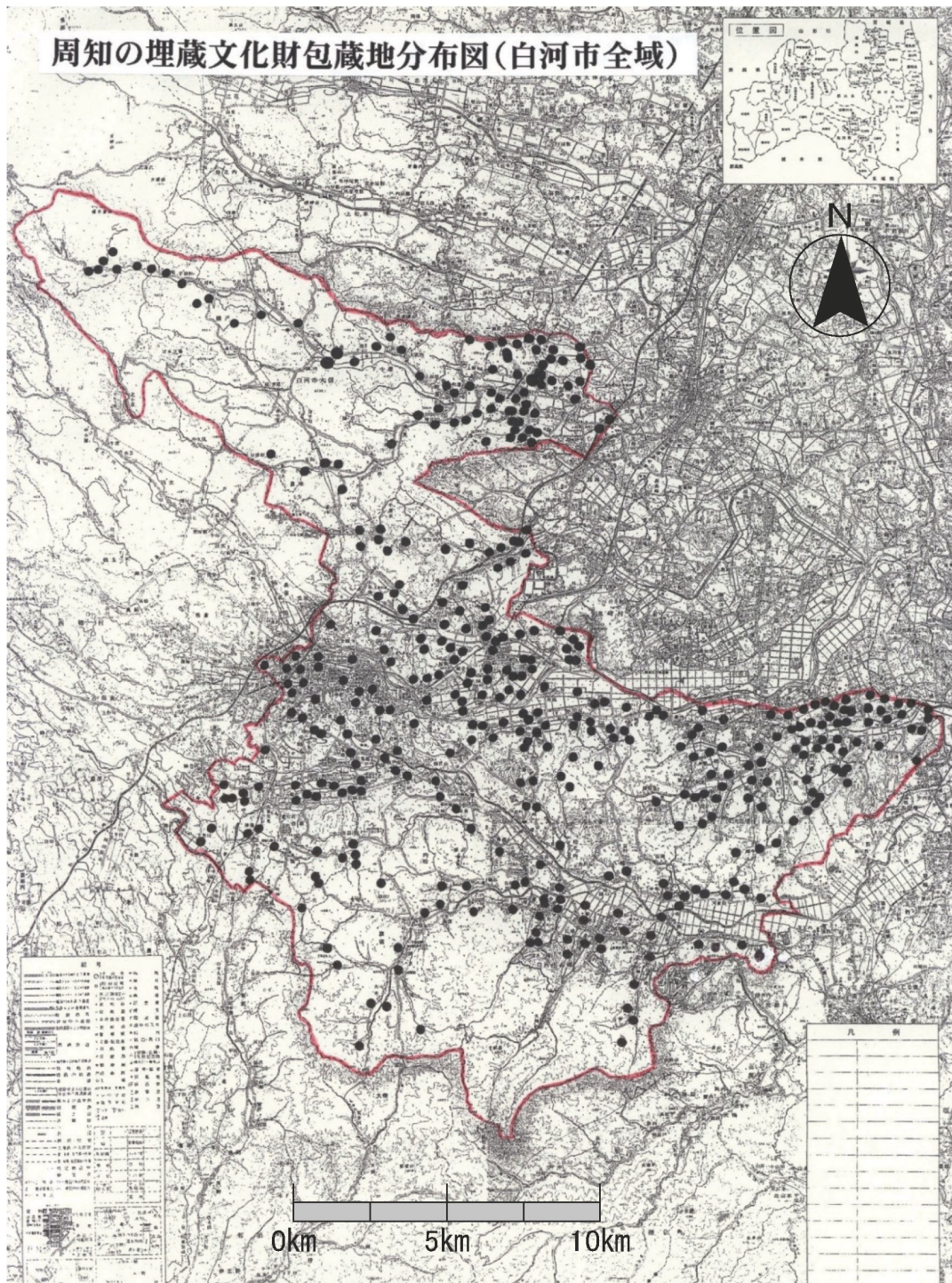
現在、市内には624箇所の埋蔵文化財包蔵地が存在している。それらの時代は、旧石器時代から近・現代までと多岐にわたり、種別も集落跡、古墳、城館跡、社寺跡、窯跡など多種多様である。

埋蔵文化財包蔵地については、常に現況を把握するよう努めており、開発等を行う際には事前協議に時間をかけるとともに包蔵地を避けた開発計画の策定に向けて、関係機関と連絡調整を図っている。また、やむを得ず埋蔵文化財包蔵地内で開発を行う場合、開発側と協議のうえ、試掘調査を実施し、その結果を踏まえて現状保存又は記録保存のための発掘調査を行っている。

さらに、開発箇所が埋蔵文化財包蔵地に隣接している場合は、必要に応じて試掘調査や工事立会を実施し、可能な限り埋蔵文化財の保存に努めている。また、包蔵地以外であっても、開発計画が広範囲に及ぶ場合は、事前の現地踏査の必要性を事業者に伝え、開発途中での不時発見を回避できるように努めている。

また、埋蔵文化財保護行政の基本となる埋蔵文化財包蔵地台帳の作成・更新は不可欠であるため、定期的な現地確認に基づき、包蔵地台帳の変更・増補に努め、埋蔵文化財保存協議の基礎資料として活用を図っている。

なお、福島県教育委員会とは、国・県史跡はもちろん、その他重要な遺跡の取扱いについて、指導・協議等により調整を図っている。



(8) 文化財の保存・活用の体制（文化財保護審議会の構成を含む）と今後の方針

本市の文化財の保存・活用に関する業務は、建設部文化財課（文化財保護係4名・史跡整備係7名）で担当している。文化財保護係には学芸員（歴史・美術・民俗 各1名）を置き、史跡整備係には埋蔵文化財の専門職員が3名（うち学芸員 1名）配属されている。

事務所を歴史民俗資料館内に置き、文化財保護係の職員が館職員を兼務することで、館が収蔵している文化財の保存・活用について、より密接に関わることができる体制となっている。また、小峰城歴史館の職員も文化財保護係職員が一部兼務しているため、所蔵する文化財の保存・管理について、速やかに対応できる体制となっている。

史跡や出土遺物に関する保存活用や市内史跡の整備および維持管理については、史跡整備係が担当している。また、埋蔵文化財の保護行政についても担当し、史跡や埋蔵文化財に関する業務を包括的に行う体制になっている。

史跡及び名勝南湖公園や史跡小峰城跡の管理は、都市公園の範囲と重複していることから都市計画課が担っていたが、平成25年（2013）4月から、観光資源としての活用をさらに推進するため、観光課がその管理を担うこととなった。さらに、平成30年（2018）4月からは、史跡等の適切な管理を図るため、文化財課と都市計画課が連携して管理にあたっている。

また、白河市文化財保護条例により、市の諮問機関として文化財保護審議会を設置している。委員は、歴史（中世史）・美術・歴史資料・仏像・建築史・民俗芸能・民俗の専門家7人で構成され、文化財の保存・活用に関する指導・助言を得ている。審議会での検討が困難な分野については、検討委員会や専門委員会を立ち上げる等、適切な審議を行ってきた。今後も、文化財保護行政に対する適切な指導・助言を得ながら文化財の保存・活用を進めていく。



文化財保護審議会現地視察

(9) 住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市には、白河観光物産協会で所管している観光ボランティアガイド「ツーリズムガイド白河」があり、史跡や名勝である小峰城跡・南湖公園・白河関跡を中心に活動し、来訪者に“白河の魅力”を伝えている。

この他、文化財の保存・活用に関わっている住民・NPO等各種団体については、文化財ごとに組織された保存・活用団体が主となっている。特に、南湖公園で行われるイベント等については、「南湖を守る会」などの各市民グループや関係機関、NPO法人等が協力・連携して行っている。さらに年1回行われている清掃活動では、多くの市民団体や一般市民が参加し、市民ぐるみの活動を行っている。



ツーリズムガイド白河による
小峰城の観光案内

無形民俗文化財については、保存会や町内会、青年会等の各団体が芸能や祭礼、行事の伝承を行っている。特に県指定重要無形民俗文化財「関辺のさんじもさ踊」と「奥州白河歌念仏踊」に関しては、各団体が地元の小・中学生に民俗芸能を継承するための活動を行っている。

今後も、これらの団体等と連携して文化財の保存・活用に努めていく。

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

本計画における重点区域内には、国指定の史跡である小峰城跡をはじめ、多くの文化財が存在している。これらの文化財は、本市の歴史的風致の根幹となることから、文化財としての本質的価値を損なうことのないように、保存・管理に努め積極的に活用を図る。

史跡小峰城跡については、平成26年（2014）3月に策定された保存管理計画に基づき、史跡としての適切な保存・管理に努めるとともに、現状変更を伴う等の場合は、関係機関と十分な検討・協議を行い、史跡の持つ本質的価値を損なうことがないようにする。さらに、城郭遺構が遺存する範囲について指定地の拡大を図り、国指定の史跡の保護に努める。

史跡及び名勝南湖公園については、これまで同様「史跡及び名勝南湖公園第2次保存管理計画」及び「史跡・名勝南湖公園整備基本計画」に基づく保存・管理を行う。

その他の文化財については、文化財保護法、文化財保護条例等に基づく保存・管理に努め、活用（公開）に向けた整備を行う。

無形民俗文化財については、指定・未指定にかかわらず、現状での活動内容の把握と映像による記録保存を行う。また、活動にかかる用具類の新規購入や修繕、活動の公開に対して、実態調査に基づき必要な支援を講じていく。継承者不足等により伝承が困難になったり、活動を休止したりしている無形民俗文化財については、早急な対応が求められる。

- ・「無形民俗文化財活動記録作成事業」（平成23年（2011）度～令和12年（2030）度）

- ・「無形民俗文化財等支援事業」（平成21年（2009）度～令和12年（2030）度）

※しらかわ無形民俗芸能等支援事業から改称

なお、現在未指定ではあるものの将来的に指定が必要と考えられる文化財については、随時調査を実施し、指定文化財として保存を図っていく。

現在、市において早急な対応が求められるのは、城下に残存する歴史的建造物である。平成22年（2010）度を実施した「歴史的蔵調査」によると、本市の旧城下町には254棟の歴史的な蔵があることが確認されている。

第1期計画の「歴史的風致形成建造物保存修景事業」により、歴史的形成建造物として指定した111棟のうち60棟の修景に対し補助金を交付し、これらの保存に努めてきた。しかし、「令和2年度歴史的建造物調査」によると、歴史的建造物として指定されていない151棟の建造物のうち67棟が滅失している状況であり、維持管理費用の経済負担や後継者不足により城下としての風致を形成する建造物を取り壊されている状況が続いていることが分かる。

こうした現状を踏まえ、今後は特に城下に残された近世から近代までの歴史的建造物について、計画的に調査を実施し、指定や登録などの諸施策により、保存に向けた取り組み

を推進する。

また、城下において受け継がれてきただるま製造や醸造業などについては、技術やそれが営まれてきた建造物などを包括した総合的な調査を進めるとともに、技術や建造物の保全に努める。

（２）文化財の修理（復元・整備を含む）に関する具体的な計画

文化財の修理及び整備については、基礎的な調査を踏まえ、文化財の状況を常に把握し、法令に基づき適切な保存を図るとともに、計画的な修理・整備を行う。また、関係機関と連携し専門的な指導・助言を得ながら、文化財が持つ歴史的価値の保持に努めていく。

ア．史跡小峰城跡

東日本大震災により崩落・変形した石垣の修復を平成23年（2011）度から平成30年（2018）度まで行い、対象となった15か所の石垣を修復した。また、平成31年（2019）度以降は、近年変形が顕著になった石垣を、史跡整備の一環として修復している。

また、本市のシンボルとして、史跡の価値をさらに高めるため、平成26年（2014）度に策定した『史跡小峰城跡整備基本計画』に基づき事業を実施する。具体的には、①本丸周辺、②石垣修復、③東側丘陵の整備をそれぞれ進める。

- ・「小峰城史跡整備事業」（平成27年（2015）度～令和12年（2030）度）
- ・「南湖公園史跡整備事業」（平成29年（2017）度～令和12年（2030）度）
- ・「旧小峰城太鼓櫓等整備事業」（令和元年（2019）度～令和4年（2022）度）
- ・「清水門復元事業」（令和2年（2020）度～令和7年（2025）度）
- ・「伝統的技術伝承事業」（平成24年（2012）度～令和12年（2030）度）

イ．史跡及び名勝南湖公園

保存管理計画で示された、南湖の本質的価値をより明確化するため、松林や州浜等の復元整備の方向性について検証を進め、整備計画の策定に取り組む。

ウ．歴史的建造物

本市の中心市街地には、旧奥州街道沿いを中心に商家や蔵などの歴史的建造物が多く、それらを舞台に白河提灯まつりや白河だるま市などが開催され、旧城下町の良好な歴史的風致を形成している。しかし、経年劣化による維持管理費の負担などを原因に、これらの歴史的建造物は減少傾向にあるため、景観計画・景観形成ガイドライン等に基づく修景整備に対して支援を行い、これら歴史的風致の保全を図る。また、第1期計画で保全した建造物に対するアフターフォローを行う。

- ・「歴史的まちなみ修景事業」（平成23年（2011）度～令和12年（2030）度）
- ・「歴史的風致形成建造物保存修景事業」（令和3年（2021）度～令和12年（2030）度）

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

本市の文化財保存・活用のための施設として、歴史民俗資料館、小峰城歴史館が存在しているが、これらの施設間の連携はもとより、今後整備が進められる施設についても、既存施設との連携を図る。

南湖公園については、保存管理計画においてもガイダンス施設の必要性が位置付けられている。今後は、南湖の歴史的価値や南湖を取り巻く自然環境の重要性、南湖の保存管理の方向性を周知する上でも、南湖周辺部におけるガイダンス施設の建設に向けた基本計画を策定する。

小峰城跡については、これまでも門・櫓が存在した各所に説明板を設置し、城郭内での位置関係を確認できるような工夫を図ってきた。今後も、継続して景観に配慮した説明板の設置を行っていく。

城下町については、江戸時代の文献を基に、旧奥州街道沿いの町名由来看板を設置し、町中を散策する人々の利便を図ってきた。今後は、小峰城・城下・南湖までの空間的な繋がりを創出するため、景観に配慮した形での案内表示の充実を図り、文化財間の時間的・空間的な関連性を認識できる表示・説明に努める。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

指定文化財のうち、特に史跡や名勝については、指定地内の保存・管理のみならず、史跡と一体的な景観を構成している周辺地域の景観保全についても配慮しなければならない。本計画における重点区域のうち、江戸時代の奥州街道沿いに営まれた小峰城の城下町地区については、平成31年（2019）3月に策定した「第3期白河市中心市街地活性化基本計画」と連携しながら、歴史的建造物の活用方法を検討することで歴史的町並みの保全及び活用に努める。さらに、城下町に散在する歴史的建造物をつなぐ施策を充実させることに加え、城下町としての景観の維持向上を図ることにより、来訪者の回遊性向上に努める。

また小峰城跡周辺、南湖からの那須連峰への眺望景観、白河藩大名家墓所の周辺景観は、「白河市景観計画」においても、重点区域や推進区域と位置付け、一定の規制を設けながら景観の保全に努める。

- ・「無電柱化調査事業」（平成24年（2012）度～令和12年（2030）度）
- ・「景観学習事業」（平成29年（2017）度～令和12年（2030）度）
- ・「白河市リノベーションまちづくり推進事業」（令和2年（2020）度～令和4年（2022）度）

（５）文化財の防災に関する具体的な計画

文化財の防災については、今後も文化財防火デーに併せた火災防御訓練の実施や訓練への住民参加に積極的に取り組む。特に建造物を中心とした指定文化財を対象に、市関係各課のほか、所有者・消防署・地元消防団・地元町内会等と連携を図りながら、消火器の設置を進め、消火器を使った火災防御訓練を実施する。これまで、文化財の恣意的な毀損や盗難に対する対策は十分とは言えなかったことから、今後は毀損や盗難に対する施設内の設備の現状確認を実施し、予防に対する意識付けを強化していく。

また、本計画における重点区域内には歴史的建造物が多く存在することから、基礎的調査により文化財としての価値付けを行う。文化財としての指定・登録がなされた建造物については、修理・整備を行う際に、必要な耐震措置や防火設備の設置を推進する。

（6）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内に存在する文化財は、本市を代表する歴史遺産でもあることから、文化財の有する歴史的価値や白河の成り立ちへの理解、歴史的風致の維持に向けた意識の醸成のため、これまでと同様に市ホームページでの情報発信に努める。

文化財保護意識の醸成、地域理解の一助とするため、文化財パンフレットや文化財の解説書の作成を行う。また、小・中学校を対象とした文化財出前講座等を積極的に展開し、郷土愛の醸成に努める。

さらに、重点区域内に存在する文化財をテーマとした歴史講座を開催し、重点区域内の歴史理解を深める。

文化財保存・活用を推進するため、景観に配慮した文化財説明看板や案内表示板の設置に努め、文化財保存の意識付けに努める。

また、市内の歴史的・文化的な資源を巡り、それらの価値を再認識する機会を提供することで、本市の地域資源の魅力や、今日まで長く受け継がれてきた伝統産業を守り続けることの大切さを広く発信・周知するとともに、伝統産業の技術を継承する人材の確保に努める。

その他、『白河歴史の手引き「れきしら」』の発行や「しらかわ検定」の実施を継続することで、本市の歴史・文化に対する理解促進に努めるとともに、未来を担う子どもたちの郷土愛を育むため、楽しみながら郷土の歴史に触れることができる「白河かるた」を作成するなど、本市の歴史・文化の知識を習得できるような機会の創出を図る。

- ・「白河の歴史・文化再発見事業」（平成25年（2013）度～令和12年（2030）度）
- ・「ぐるり白河文化遺産めぐり事業」（平成21年（2009）度～令和12年（2030）度）
- ・「しらかわ検定事業」（平成28年（2016）度～令和12年（2030）度）
- ・「白河かるた普及事業」（令和3年（2021）度～令和12年（2030）度）

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

当該重点区域内に存在する埋蔵文化財については、他の埋蔵文化財同様、極力保存に努める。また、これまで同様に近世から近現代まで含めた遺跡を対象として対応を図る。

区域内での整備にあたっては、事前に試掘調査を実施し、遺構が存在する場合は、遺構の保存に配慮した形での整備に努めることとする。

区域は広範囲に及ぶため、区域内の埋蔵文化財の所在の周知をさらに強化し、開発部局との定期的な連絡調整を図り、開発等にあたって可能な限り文化財の保存を図るようにする。また、埋蔵文化財包蔵地カードの充実を図り、埋蔵文化財に対する調査・立会等の履歴を記録し、統一的な対応に努める。

(8) 文化財の保存・活用に関わる住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

現在、小峰城跡や南湖公園については、ツーリズムガイド白河が主体となって史跡のガイドを行っている。しかし、会員の高齢化が進み後継者の育成に苦慮している状況もあることから、所管する白河観光物産協会との連携を図り、ガイドの体制づくりや後継者育成に対して支援を行っていく。

また、まちづくりにかかわる諸団体と情報を共有し、官民一体となった文化財の保存・活用のあり方を検討する。